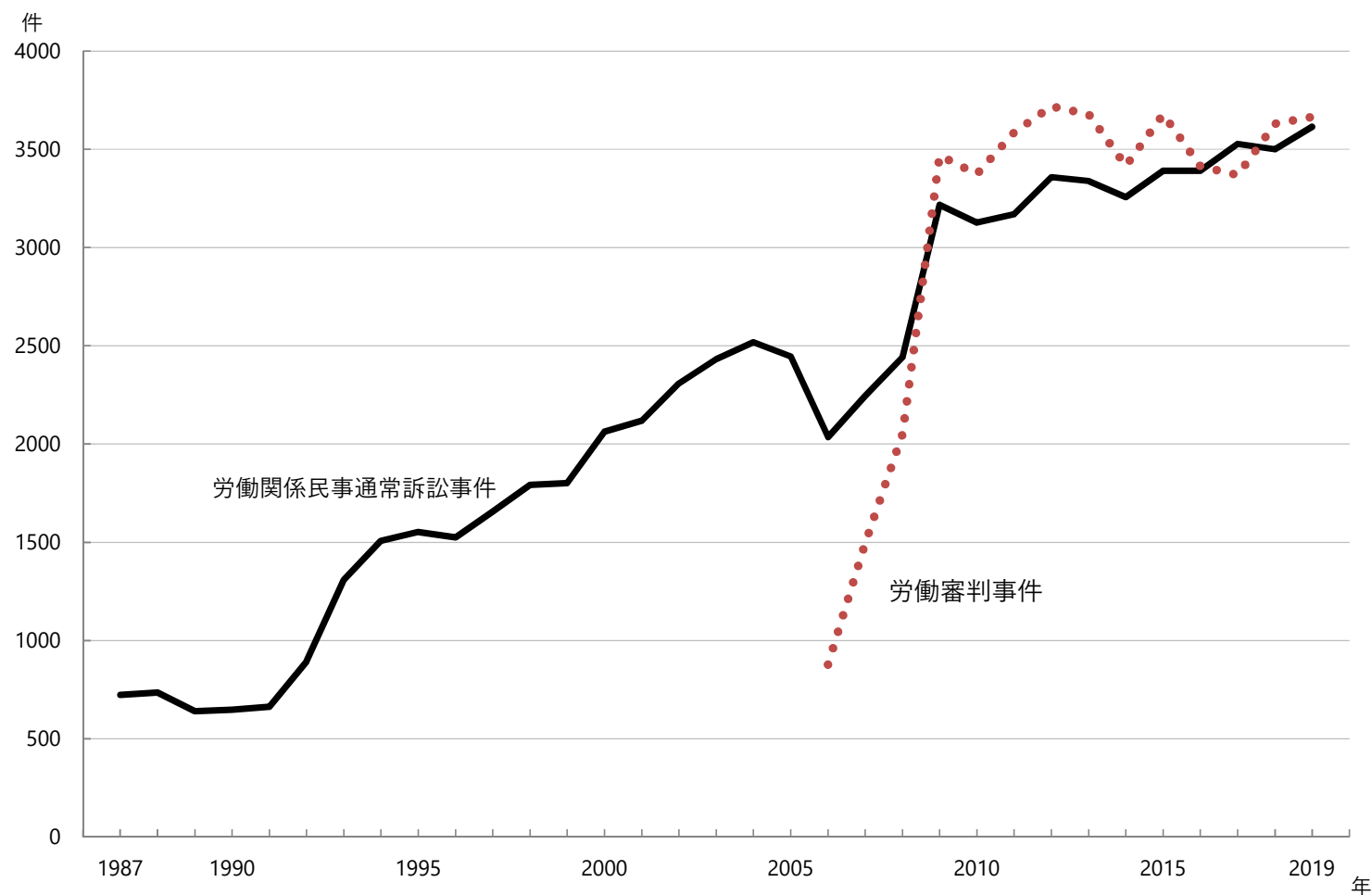


図3 労働関係民事通常訴訟事件と労働審判事件（新受件数 地方裁判所）



資料出所 最高裁判所事務総局行政局「労働関係民事・行政事件の概況」（法曹会『法曹時報』）

注1 2019年は速報値。

注2 労働審判制度は、個別労働紛争について、裁判所において労働審判委員会が審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた解決をするための判断（労働審判）を行う制度。

2006年4月に始まったもので、同年の労働審判事件数は4月から12月までのもの。